

非上場投資信託受益権の振替制度開始に伴う証拠金の取扱いの整備のための
先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則等
の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の 一部改正新旧対照表	1
2 . 信認金、取引参加者保証金及び発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の 一部改正新旧対照表	2
3 . 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱いの 一部改正新旧対照表	3

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(証拠金の差入れ又は預託)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 顧客が債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)又は投資信託の受益証券(国内の証券取引所に上場されているものを除く。)を差し入れ又は預託する場合には、社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。</p> <p>5・6 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年1月4日から施行する。</p>	<p>(証拠金の差入れ又は預託)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 顧客が債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)を差し入れ又は預託する場合には、社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとする。</p> <p>5・6 (略)</p>

信認金、取引参加者保証金及び発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券
に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 取引参加者が次の各号に掲げる有価証券を信認金又は取引参加者保証金の代用として当取引所に預託する場合には、クリアリング機構が当取引所に代わって当該有価証券を受領するものとし、取引参加者は、株式会社証券保管振替機構に開設されたクリアリング機構名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。</p> <p>(1) 債券(国債証券、新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、<u>転換社債型新株予約権付社債券、内国法人の発行する株券、優先出資証券及び投資信託の受益証券</u></p> <p>(2) 投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの。</p> <p>7・8 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年1月4日から施行する。</p>	<p>別表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 取引参加者が次の各号に掲げる有価証券を信認金又は取引参加者保証金の代用として当取引所に預託する場合には、クリアリング機構が当取引所に代わって当該有価証券を受領するものとし、取引参加者は、株式会社証券保管振替機構に開設されたクリアリング機構名義の口座への振替により当該預託を行うものとする。</p> <p>(1) 債券(国債証券、新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、<u>転換社債型新株予約権付社債券、内国法人の発行する株券及び優先出資証券</u></p> <p>(2) <u>投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)</u>及び投資証券のうち、国内の証券取引所に上場されているもの。</p> <p>7・8 (略)</p>

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(債券等の取扱い)</p> <p>第2条 非清算参加者が、債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)又は<u>投資信託の受益証券(国内の証券取引所に上場されているものを除く。)</u>を指定清算参加者に取引証拠金の代用有価証券として差し入れ又は非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ指定清算参加者の同意を得るものとする。</p> <p>(株券等の取扱い)</p> <p>第3条 非清算参加者が、次の各号に掲げる有価証券を指定清算参加者に取引証拠金の代用有価証券として差し入れ又は非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)に基づく口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ指定清算参加者の同意を得るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く。)及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの</p>	<p>(債券の取扱い)</p> <p>第2条 非清算参加者が、債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)を指定清算参加者に取引証拠金の代用有価証券として差し入れ又は非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ指定清算参加者の同意を得るものとする。</p> <p>(株券等の取扱い)</p> <p>第3条 非清算参加者が、次の各号に掲げる有価証券を指定清算参加者に取引証拠金の代用有価証券として差し入れ又は非清算参加者証拠金の代用有価証券として預託する場合には、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)に基づく口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ指定清算参加者の同意を得るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資信託の受益証券(公社債投資信託の受益証券を除く)及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの</p>
付 則	

この改正規定は、平成19年1月4日から施行する。